

2014年7月31日

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス
代表取締役社長 清水 正己 様

一般社団法人 北海道自然保護協会
会長 在田 一則

(住所：060-0003 札幌市中央区北3条西11丁目 加森ビル
電話：011-251-5465)

(仮称) 新苫前風力発電事業計画段階環境配慮書に関する意見

総論

2011年の環境影響評価法改正によって、2013年4月から第一種事業に関する環境アセスメントとして、配慮書・方法書・準備書・評価書・報告書の一連の手続きが必要となり、この流れの中で配慮書・方法書・準備書の各段階において、一般国民からの意見を提出することができる。

この改正された環境影響評価法、ならびに「発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年六月十二日通商産業省令第五十四号、最終改正：平成二五年三月二一日経済産業省令第八号）」によると、環境配慮事項として、「第一種事業により設置又は変更されることとなる発電所の設備の配置計画の概要や、第一種事業に係る工事の実施に係る期間及び工程計画の概要」などが示されなければならない。換言すると、配慮書段階では、「事業の実施の前に、個別事業の位置、規模、施設の配置、構造などの検討のため複数の案を作成し、それぞれが環境に与える影響を比較検討すること」が法及び主務省令の主旨となる。

しかし、本事業の配慮書は、個別事業の位置、規模、施設の配置などが具体的にはまったく示されず、複数案も示されていないので、本来の配慮書段階に達していないと判断できる。そのため、本配慮書は、「事業の実施の前に、個別事業の位置、規模、施設の配置、構造などの検討のため複数の案を作成し、それぞれが環境に与える影響を比較検討する」という主旨に沿って書き直し、改めて、国民の意見を聞くべきである。

以下では、配慮書における項目ごとの問題点を述べる。

各論1. 第一種事業の目的及び内容について

(1) 第一種事業の目的（2-1頁）

事業の目的に、「地球環境保全に貢献」することと「地域の活性化に寄与」することを述べているが、配慮書は、環境影響評価の手続きにおける重要な一つの段階であるので、その事業が私たちの生活環境や自然環境へ及ぼす悪影響の回避または低減を目的とすると、配慮書本来の目的を明記すべきである。

(2) 第一種事業の内容(2-1頁)

配慮書では、設置される発電所の出力は最大 20,000kW、発電機の概要として、出力約 2,000~3,200kW、ローター径約 80~115m、ハブ高が約 80~100m、高さ約 120~160m と記されているが、発電機の出力がまったく不明確である。しかも、事業実施想定面積約 4.2 平方 km の中で、いったい何基の風車が建設されるのか分からないまま、「発電所の具体的な配置計画は未定である」(2-2頁)と記されている。このように、計画が不明確な曖昧な段階において、環境影響評価の重要な手続きである配慮書を公表しているが、こうした配慮書では、決して、環境への影響を評価できるとは言えない。

しかし、2-2頁に「今後の環境影響評価手続きにおいては、環境配慮事項の検討結果を踏まえて対象事業実施区域を設定することにより、重大な環境影響の回避、低減が可能である」と記されている。この記述に関する科学的論理的根拠は、配慮書を通してまったく示されていないので、一般国民への説明としては、余りにも不誠実である。

各論 2. 事業実施想定区域及びその周囲の概況について

事業対象区域の現地調査に基づいて影響の回避・低減を意図するために複数案を示すことが配慮書の主旨となるが、この配慮書では、限定された既存文献によって記述しているため、余りにも大雑把な概況把握に終わっている。当該地域の既存文献として、多数が挙げられるので、事前調査がまったく不十分である。以下に、その例として、植物に関する問題点を指摘する。

3-15頁において、植物相にヒメシャクナゲ、ツルコケモモ、ミツガシワ、ワタスゲ、ムツイヌノヒゲなどの湿原植物が挙げられているが、植生としては湿原植生がまったく示されていない。また、リシリビャクシン、コケモモ、ガンコウランなど低標高地では極めて希少になる高山植物は、どの植物群落に出現するのか、まったく示されていない。さらに、ハイネズ、バシクルモン、ピレオギクなど海岸の希少植物もどの植物群落にあるか不明確である。

3-19頁の植物の重要な種ならびに5-18頁に挙げられた希少植物として、上記種以外に、湿原植物のサジバモウセンゴケ、ネムロコウホネ、タヌキモ、ヒメタヌキモ、ヤチコタヌキモ、コアニチドリ、高山植物のミヤマビャクシン、ミヤウチソウ、カラフトイチヤクソウ、レブンコザクラ、オオウサギギク、超塩基性岩植物のテシオコザクラ、エゾタカネニガナ、ホソバコウゾリナなどが挙げられている。しかし、本事業が計画された低標高の地域において、湿原植生、超塩基性岩(蛇紋岩・かんらん岩)植生、あるいは高山植生があることは、配慮書にまったく示されていない。以上の希少植物や希少植物群落が存在するのであれば、それらは、全国レベルで非常に高く評価されるべきである。しかし、配慮書を通して読んでも、これらに関する評価はほとんどなされていないので、配慮書内部での齟齬が大きい。

以上のように、配慮書における既存文献調査は、極めてずさんである。配慮書において、既存文献による予測、評価で終わっているが、かならず具体的な計画と現地調査結果に基づく予測と評価が必要である。

各論 3. 計画段階配慮事項として選定する項目又は選定しない項目について

表4の計画段階配慮事項として選定する項目又は選定しない項目において、例えば、騒

音及び超低周波音（４－３頁）については、「施設の稼働に伴い騒音及び超低周波音の発生のおそれがあり、事業実施区域及びその周囲には力昼地区住居、上平地区住居等が存在するため、影響の程度を把握するために、重大な影響のおそれのある環境要素として選定する。」、風車の影（４－４頁）については、「施設の稼働に伴う風車の影の発生のおそれがあり、事業実施区域及びその周囲には力昼地区住居、上平地区住居等が存在するため、影響の程度を把握するために、重大な影響のおそれのある環境要素として選定する。」、動物（４－４頁）については、「既存資料調査により、事業実施想定区域及びその周辺において、ヒメホオヒゲコウモリ、オジロワシ、オオワシ等の重要な種が確認されており、施設の稼働による影響のおそれがあることから、周囲への影響の程度を把握するために、重大な影響のおそれのある環境要素地として選定する。」、さらに植物（４－４頁）については、「既存資料調査により、事業実施想定区域及びその周辺において、エゾノヒモカズラ、ヤマシャクヤク、エゾミズタマソウ、ベニバナヒョウタンボク等の重要な種が確認されており、周囲への影響の程度を把握するために、重大な影響のおそれのある環境要素地として選定する。」と記されている。

しかし、表４に示された計画段階配慮事項を選定するか否かについては、風力発電機の規模、基数、配置計画等の詳細計画があって初めて環境への影響の程度を把握できるので、まったく信頼性に欠ける記述となっている。

各論４．調査、予測及び評価の結果について

（１）騒音及び超低周波音について

５－２頁に、事業対象区域から近接する住居について、とくに上平地区（121戸）では0～0.5kmに51戸、0.5～1kmに35戸、1～1.5kmに12戸、1.5～2kmに17戸があり、また力昼地区（196戸）には0～0.5kmに144戸、0.5～1kmに12戸、1～1.5kmに14戸、1.5～2kmに4戸があること、他の集落を含んで2km以内に合計336戸があることを記している。また、2km以内に学校・病院・福祉施設がないことも記している。その上で、「対象事業実施区域の策定にあたっては、住居、学校、病院等がまとまって存在する市街地や集落などの住居地域を対象事業実施区域から外すことや、風力発電機の配置計画等の検討の際に十分な距離の確保に努めることにより、重大な影響は低減されるものと評価する。」と結論づけている。

しかし、風力発電機から発生する超低周波音数音などによる影響は、国内において、風車の規模（定格出力）700～1,500kWの風力発電機であっても健康被害例が約2.5kmまでの範囲に知られている。また、本事業のように定格出力が増大すると、その影響が及ぶ範囲はさらに遠距離に及ぶことが国内外から指摘されている。この計画では定格出力が約2,000～3,200kWとされるので、少なくとも3～4kmの範囲までの悪影響を考慮すべきである。

まず、上平・力昼の両地区は、国内の深刻な健康被害例が生じた2km以内において300戸以上の住居がある。そこでの健康被害は大いに危惧される。しかも、保育所・小中学校・病院・老人ホームなどがある北東側の古丹別地区は、事業計画地の外縁から約4kmの範囲にあるので、大規模な風車群が建設された場合には、「十分な距離の確保に努めることから、重大な影響は軽減される」との結論は、科学的論理的根拠が示されていないので、決して肯定することができない。したがって、超低周波音などの影響回避について、2km以内に限ることはまことに恣意的であり、科学的論理的な評価とならない。

(2) 風車の影について

5-5頁に、風車の影の影響に関して、1km以内に269戸あることを述べた上で、「対象事業実施区域の策定にあたっては、住居、学校、病院等がまとまって存在する市街地や集落などの住居地域を対象事業実施区域から外すことや、風力発電機の配置計画等の検討の際に十分な距離の確保に努めることにより、重大な影響は低減されるものと評価する。」との結論がある。

しかし、風車の影（シャドーフリッカー・ストロボ現象）の影響については、超低周波音と同程度、またはさらに遠距離に及ぶ事例が知られている。そのため、何故、1km以内だけで影響を評価するのか、科学的論理的に説明しなければならない。

(3) 動物と植物について

動物（5-12頁）と植物（5-18頁）については、それぞれ「対象事業実施区域の策定にあたっては、今後の環境影響評価の現地調査において生息状況を把握し、風力発電機の配置計画、土地改変及び樹木伐採の最小化、濁水対策等の環境保全措置を検討することにより、重大な影響は低減されるものと評価する。」と、「対象事業実施区域の策定にあたっては、今後の環境影響評価の現地調査において生育状況を把握し、風力発電機の配置計画、土地改変及び樹木伐採の最小化等の環境保全措置を検討することにより、重大な影響は低減されるものと評価する。」と結論づけている。

しかし、今後の現地調査は不確定要素が大きく、それぞれどのように保全措置を講じるか不明確なので、「重大な影響は軽減される」という結論は架空の言葉に過ぎない。

さらに植物については、既述の内容と関係するが、配慮書に記された高山植物のミヤマビヤクシン、ミヤウチソウ、レブンコザクラ、湿原植物のネムロコウホネ、サジバモウセンゴケ、ヒメタヌキモ、ヤチコタヌキモ、コアニチドリ、超塩基性岩植物のテシオコザクラ、ホソバエゾノコギリ、エゾタカネニガナ、ホソバコウゾリナ、海岸植物のバシクルモン、ピレオギクが事業計画地に本当に生育しているのか、また、現地調査によって新たに出現する可能性のある希少植物についてどのように保全するのか、いずれに関しても配慮書ではまったく分からず、配慮書における既存文献によった調査、予測、評価だけでは、真の環境影響評価ができないことが明白である。

各論5. 総合評価について

6-1頁に、騒音・超低周波音と風車の影については「十分な距離の確保に努める」、動物と植物については「環境保全措置を検討する」、さらに景観については、「風力発電機の配置等を検討する」と書かれており、総じて、「対象事業実施区域の選定や、事業計画における配置計画、工事工程等の配慮を行うことにより、重大な環境影響は回避、低減されるものと評価した。」と結論づけている。

以上の結論は、前項まで述べたように、そもそも具体的な事業計画を示していない段階では、まったく架空で不確実なものであり、一般国民に対する説明として極めて不誠実なものである。したがって、改めて、本来の主旨に合った配慮書を作成し、国民から一般の意見を聞き直すべきである。